

阿波おどり会館LED景観整備業務仕様書

1 件 名 阿波おどり会館LED景観整備業務

2 目 的

本市は、LED景観整備基本計画に基づき、品格とにぎわいのある夜間景観を目指しており、阿波おどり会館をライトアップすることにより、夜の観光拠点となる魅力ある光景を創出し、観光客等の誘致を図る。

3 整備期間 本契約日の翌日から令和8年8月31日まで

4 整備箇所 徳島市新町橋2丁目（阿波おどり会館）

5 業務内容

(1) LED照明器具等その他必要な資材の調達及び設置

図面「照明器具姿図（参考図）」「システム系統図・機器図(1)（参考図）」「システム系統図・機器図(2)（参考図）」等を参照し、同等品以上とすること。

(2) 照明の色彩や調光、演出プログラム等の設定作業

ア 施工確認

- ・ 照明制御機器を納入する際には、対象となる全ての照明器具との互換性を確認し、受注者の責任のもと施工を行うこと。
- ・ ライトアップ整備に先駆け、必要に応じて試験施工を行い、監督員及び整備監理業務受注者（設計監理者）に照明効果の確認を行うものとする。また、同試験時に監督員及び整備監理業務受注者（設計監理者）と協議を行い、照明の設置位置等の整備実施に必要な諸条件の確定を行うこと。

イ 施工後の照明の色彩や調光、演出プログラム等の設定

- ・ 整備において設置した照明等について、整備完成前には整備監理業務受注者（設計監理者）の監修を受け照明の色彩や調光、演出プログラム等の設定調整を行うこと。
- ・ 整備監理業務受注者（設計監理者）が照明器具の角度調整及び照明制御プログラム設定の調整確認を行う際には、調整作業員と高所作業足場等を手配し、整備監理業務受注者（設計監理者）の指示に従い作業のサポートを行うこと。

(3) LED照明器具等その他必要な資材を設置するに当たり必要となる関係法令等に基づく届出等の手続事務、施工管理及びその他の関連業務の実施

(4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律を遵守し、撤去した設備・資材等を適切に運搬及び廃棄

6 提出書類

提出については、原則として電子データをメディア媒体に記録したものにより提出とする。

(1) 契約締結時の提出書類

- ・ 契約書
- ・ 着手届
- ・ 配置業務責任者届出

(2) 着手前の提出書類

- ・ 施工体制表及び連絡体制表（※）
- ・ 施工計画書

- ・作業月報及び作業工程表（月間）

※業務の一部を第三者に委託する場合は、次の書類を提出すること。

- ・再委託（変更）承諾申請書
- ・暴力団等排除に関する誓約書（再委託契約の受託者用）

(3) 完了後の提出書類

ア 完成図書

- ・社内検査報告書
- ・施工写真
- ・絶縁測定結果及び試験成績表
- ・産業廃棄物処理委託契約書の写し
- ・産業廃棄物運搬業許可書及び産業廃棄物処分業許可証の写し
- ・産業廃棄物管理票の写し（電子マニフェストも可）
- ・P C B有無及びアスベスト含有に関する報告書
- ・施工写真
- ・打合せ記録
- ・作業月報及び作業工程表（月間）
- ・官公庁届出書の写し
- ・機器取扱説明書
- ・保証書
- ・施工体制表及び連絡体制表

イ 完成図

- ・電子データ（図面はC A Dデータ及びP D Fデータ）
- ・二つ折り製本A 3縮版

7 共通仕様

図面及び仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)最新版」（改修工事の場合は「公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)最新版」）及び「公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)最新版」による。

また、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「電気設備工事監理指針 最新版」を参考とする。

アスベスト含有建材の除去等については「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）最新版」による。

8 一般事項

- (1) 整備に使用する諸材料は品質優秀な新品とし、事前に納入仕様書、製作図、見本品等を監督員に提出し承諾を受けること。
- (2) 整備に必要な関係官庁への手続き申請等は受注者が遅滞なく代行し、これに伴う費用は契約金額に含むものとする。整備に必要な電力、水、これに伴う費用は契約金額に含むものとする。
- (3) 仕様書等に明記無き部分及び軽微なる変更等で整備完成上当然必要と思われるものについては、監督員と協議のうえ本契約の作業範囲内として実施すること。
- (4) 別契約の関連する整備と十分な打ち合わせのうえ整備進捗等に支障が無いよう施工の計画を立てること。
- (5) 下請整備がある場合は、施工体制台帳及び施工体系図を作成し下請負業者に対する再下請負通知書を提出する旨の書面を整備現場に掲示する。

なお施工体系図は下請整備の有無に関係なく作成し整備現場に掲示とする。

- (6) 前記の他、次の表示板等を掲示する。

建設業の許可票(25cm×35cm以上)

労災保険関係成立票

建設業退職金共済加入証(ステッカー)

- (7) 整備目的物及び整備材料(支給材料を含む)に火災保険、その他の保険を付すこと。

保険期間は整備完成期日に14日を加えた期日とする。なお、整備延伸した場合には保険の期日も延長する。

- (8) 整備施工に際しては各工事種別に係る有資格者を努めて活用すること。

最大電力が500kW以上の需要設備での電気工事作業者は、第一種電気工事士の資格を有すること。

- (9) 整備写真は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領による工事写真撮影ガイドブック電気設備工事編 最新版」に基づき、施工に先立ち撮影計画を立て撮影すること。

- (10) 整備に使用する建設機械は低騒音型、低振動型及び排出ガス対策型のものとする。なお、施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等がわかる写真を監督員に提出するものとする。

- (11) 整備現場において、現場代理人、監理技術者、主任技術者は確認のため名札を着用する。

- (12) 本整備のうち建築工事、電気工事、管工事及び空調工事について下請業者を使用する場合は、整備の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すること。

- (13) デジタル整備写真の黒板情報電子化の実施を行う場合は事前にサンプル写真を提出し監督員の承諾を得ること。

- (14) 設計変更箇所確認

整備監理業務受注者(設計監理者)が作成する設計変更箇所一覧表の内容について監督員、整備監理業務受注者とともに定期的に確認すること。整備完成前には全ての設計変更箇所について監督員、整備監理業務受注者とともに、書面により確認すること。

- (15) 作業に伴う足場について、その設置に伴う負担は受託者によるものとする。また、事前に設置期間や設置方法等について、監督員と調整し作業計画書に反映させること。

- (16) 資材の搬出入経路、車両の駐車場所及び資材置き場等については、監督員と調整し、作業計画書に反映させること。

9 下請を行う場合の市内企業優先選定

受注者は整備の一部を下請に付する場合には、徳島市内に主たる営業所を有する者(市内企業)の中から優先して選定するように努めるものとする。

なお、市外企業と下請契約を締結する場合は、市外企業を下請負人として選定した理由を記した文書を提出すること。

10 地元建設資材の優先使用

受注者は建設資材を調達するにあたり、徳島市内に主たる営業所がある地元販売業者から調達するよう努めるものとする。

11 暴力団等による不当介入の排除

- (1) 受注者は、受注整備に関し暴力団等からの不当要求又は整備妨害(以下「不当介入」という。)を受けた場合(次項に規定する場合は下請負人から報告があったとき)には、その旨を直ちに発注者に報告するとともに所轄の警察署に届け出ること。

- (2) 受注者は、受注整備の一部について他の建設業者に下請負させた場合においては、当該下請

負整備の施工に関し下請負人が暴力団等から不当介入を受けたときは、受注者にその旨を報告することを義務づけること。

- (3) 受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じること。
- (4) 受注者は、排除対策を講じたにもかかわらず整備期間に遅れが生じるおそれがある場合には、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、整備期間内に整備が完成しないと認められた場合は、契約書の規定により、発注者に整備期間延長の請求を行うこと。
- (5) 受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出すること。また、当該被害により整備期間に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と整備期間に関する協議を行い、その結果、整備期間に遅れが生じると認められた場合は、受注者は契約書の規定により、発注者に整備期間延長の請求を行うこと。

1 2 特記事項（一般）

- (1) 図中特記なき電線管は下記区分による。
 - 屋内いんぺい：合成樹脂製可とう管(P F 一重管)
 - 屋内露出：・ねじ無し電線管(E 管) ・溶融亜鉛めっき厚鋼電線管(G 管)
・耐衝撃性硬質ビニル電線管(H I V E 管)
 - 屋外露出：・溶融亜鉛めっき厚鋼電線管(G 管)・ポリエチレンライニング電線管
- (2) 屋外露出部が、ねじ無し電線管の仕様の場合、配管接続部のカップリングにはシーリング施工または防水型を用いて配管への防水処置を行うこと。
- (3) 屋外布設の厚鋼電線管は、めっき付着量が300g/m²のものを使用し、塗装不要とする。
- (4) 屋内外（P S 内除く）の金属管露出部において特記のない場合は合成樹脂ペイント 2 回塗りとする。
- (5) 露出配管において、人が容易に触れるおそれがある場所の支持金物の突起部また切断端部には保護キャップ等を取付のこと。
- (6) 屋外露出・地下ピット内及び湿気の多い場所の配管配線の支持金物類はステンレス製とする。
- (7) 屋外プルボックスは、防水型ステンレス製とし、特記のない場合は焼付塗装仕上げとする。
- (8) ケーブル配線において一心を接地線とする場合の線心は緑色とし、E E F ケーブルについてはG マーク付きを使用すること。
- (9) 盤、プルボックス内の他要所の配線には合成樹脂製、ファイバ製等の表示札を取り付け、用途、行き先・電線サイズ等を表示する。なお耐候性を要する場所は刻印文字による表示とする。
- (10) プルボックス・カバープレート等には設置場所に適した方法により用途別表示をする。なお屋外露出部分及び湿気等のある部分は、合成樹脂製プレートに刻印文字による表示とする。
- (11) 空配管には予備線として1.2mm以上のビニール被覆鉄線を入線し、行き先を表示する。
- (12) 多芯電力ケーブルは屋内外に関係なく端部に端末処理を行い、電線サイズ8mm²以上は分岐管（二又管・三又管等）を用いた処理とする。なおプルボックス内での接続部はテープ巻による処理でも可とする。
- (13) E E F 等の平形ケーブル及び弱電ケーブルのシース端部は絶縁テープ巻により端末処理を行う。
- (14) 屋外（外灯ポール内含む）、湿気の多い場所での配線接続部分は自己融着テープ巻のうえ絶縁テープ巻とする。
- (15) 自家用電気工作物の保安規定に基づき、電気主任技術者による整備中の点検並びに整備完成時の検査を実施し、成績書を提出すること。
- (16) 本整備施工に際しては「建築設備耐震設計・施工指針 2 0 1 4 年版」に基づき耐震処置を行うこと。

1.3 特記事項（改修）

- (1) 整備期間中は施設の業務に支障をきたさないよう配慮するとともに、停電を伴う作業等は短期間で終了するように努めること。
- (2) 図中明記無き装置及び配線配管であっても本整備施工上支障となる場合は、移設、撤去等適切な処置を行う。
- (3) 既設コンクリート壁・床などの配管貫通口穴あけは、原則としてダイヤモンドコアカッターを使用すること。
- (4) 必要に応じ既存施設・装備品等の汚損対策として養生保護を行うものとし、万一汚損した場合は速やかに補修復旧すること。
- (5) 本整備に関連する既存設備については、事前に絶縁測定、動作試験等の調査を行い設備の状態を確認、記録しておくこと。
- (6) 照明改修を行う場合は、改修前後の照度及び回路電流値の測定を行うものとし、測定箇所及び回数は監督員との協議による。
- (7) 本整備に関連する既設屋外配線において紫外線対策がされていないケーブル等の絶縁線はテープ巻きによる処理をすること。
- (8) 照明器具を取外した後、再使用する場合は、改修工事標準仕様書「2.15.4照明器具の取外し再使用」に基づき施工すること。

1.4 発生材の処理等

撤去した蛍光灯照明器具等については、関係法令を遵守し適正に処理すること。P C Bの含まれることが懸念される安定器は確認を行い、P C Bの含まれていることが確認された場合は、その旨が分かる資料を添付したうえで、取扱いについて監督員と協議すること。

1.5 アスベスト含有建材の除去等

(1) 基本事項

大気汚染防止法、労働安全衛生法、石綿障害予防規則、建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル(令和3年3月)(厚生労働省・環境省)、その他の関係法令、指針等に沿って施工・届出・書類の提出や整備を行うこと。

(2) 事前調査

除去作業を開始する前に、除去する建材のアスベストの含有の有無を事前に目視及び書面で調査すること。

場 所	箇 所	アスベスト含有の有無
阿波おどり会館	天井材等	可能性あり

ア 除去作業を開始する前に、事前調査の結果を監督員に報告すること。

イ 事前調査は、石綿作業主任者等が行うこと。（令和5年10月からは建築物石綿含有建材調査者講習終了者）

ウ 事前調査に関する記録の写しを現場に備え付けること。

エ 事前調査の結果を都道府県知事及び労働基準監督署に報告すること。

1.6 その他

- (1) 本整備の実施にあたっては、電気事業法等の関係法令を遵守し行うこと。
- (2) 本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、監督員と協議すること。

以 上